

特定贈与信託



特定贈与信託とは?

障がいをお持ちの方の生活の安定を図ることを目的に、 ご親族の方などが預けた金銭をりそな銀行が管理し、定期的に障がい者の方(受益者)へ交付するものです。



6,000万円もしくは 3,000万円まで贈与税が非課税※1



受益者の生活費・療養費として 定期的に金銭を受取れます



贈与者の死亡時には 相続税の対象となりません



受益者の相続発生後、 残額を寄付することも可能

※1 障がいの等級等により、非課税の限度額が異なります。 対象となる障がい者の範囲等、詳細につきましては以下の表をご確認ください。

対象となる 受益者 (特定障害者)

重度の知的障害者、

1級または2級の身体障害者手帳保有者等、

相続税法第19条の4第2項に規定されている特別障害者

6,000万円 非課税限度額

3,000万円

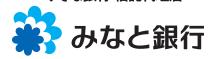
中軽度の知的障害者、

精神障害者保険福祉手帳の障害等級が

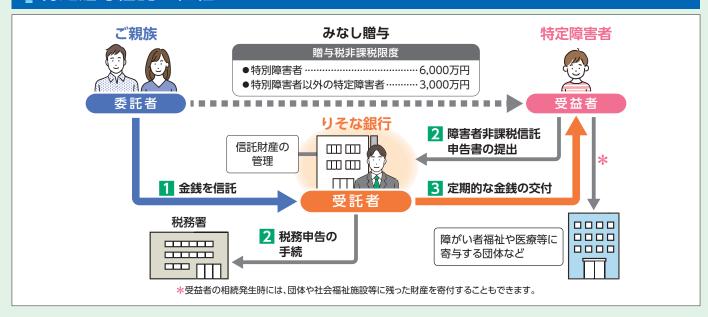
2級または3級の精神障害者

● お申込み・ご相談は、お近くのみなと銀行まで ●

りそな銀行 信託代理店



特定贈与信託の仕組み



Q & A

- Q 手数料はかかりますか?
- A 契約時・追加時に、信託元本の3.3% (税込)の手数料をいただきます。
- 委託者が亡くなる前に契約した特定贈与信託は相続税の対象財産に加算されますか?
- A 特定贈与信託の資金については 加算されません。

- 信託契約後、 解約はできますか?
- ▲ 税制上、解約はできません。
- 受益者の相続発生後、 資金が残っている場合は どうなりますか?
- A 受益者の相続人に交付されます。また、 委託者があらかじめ受取る方(寄付、個 人など)を指定しておくことも可能です。

- Q 受益者に一括で金銭を交付することはできますか?
- 税制上、一括での交付はできません。 生活費・療養費として定期的に定額 を交付します。
- Q 受益者に代わり、手続を行う 代理人を設定できますか?
- 原則、親権者の方を設定できます。該当 の方がいらっしゃらない場合は他のご親 族の方等を指定することもできます。

商品概要

(2023年12月1日現在)

商品名	特定贈与信託(単独運用指定金銭信託)
非課税限度額	特別障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円
信託報酬	契約時・追加時報酬:信託元本×3.3%(税込) 定例管理報酬:不要
預金保険·元本保証	元本補てん契約はなく、預金保険制度の適用はありません。ただし、継続的に安定的な収益を確保するため、 原則、指定金銭信託受益権(合同運用一般口:元本補てん付)で運用します。
収益金の計算・支払	収益金は毎年3月・9月の各26日に、信託元本に組入れます。
留意事項	●ご契約は受益者1名あたり1金融機関、1営業所に限ります。 ●本商品に係る法律や税制上の取扱については、弁護士や税理士等の専門家にご確認ください。 ●信託契約は、取消、合意終了、受益者の変更ができません。 ●所定の手数料を申受けます。 ●当社所定の審査により、お申込みの意に添えない場合もございますので、ご了承ください。 ●詳しくは店頭またはりそな銀行のホームページをご覧ください。 https://www.resonabank.co.jp/kojin/tokutei_zouyo/

みなと銀行でのお申込みに関するご留意事項

- この商品は、りそな銀行が取扱う信託商品です。みなと銀行は、りそな銀行の信託代理店として契約締結の媒介、並びに各種手続きのお取次ぎを行います。
- 契約や各種手続の完了までに、取次事務に要する日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。
- みなと銀行は、お客さまから当該信託契約に係る財産の預託を受けることはありません。
- 詳細は、店頭にご用意しております。